第25期
定時株主総会
招集ご通知

2023年３月１日から2024年２月29日まで

日 時

2024年５月30日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前９時30分）

場 所

東京都目黒区三田一丁目４番１号
恵比寿ガーデンプレイス内
ウェスティンホテル東京
地下１階　桜

株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。
今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/）に掲載させていただきます。

目 次

第25期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 6
第１号議案 資本準備金の額の減少の件
第２号議案 取締役６名選任の件
第３号議案 監査役３名選任の件
第４号議案 補欠監査役１名選任の件
事業報告 …… 20
連結計算書類 …… 39
計算書類 …… 42
監査報告書 …… 45

株式会社バロックジャパンリミテッド
証券コード：3548

証券コード3548
2024年５月14日
（電子提供措置の開始日 2024年５月８日）

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
株式会社バロックジャパンリミテッド
代表取締役社長 村 井 博 之

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第25期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記東証ウェブサイトにアクセスして頂き、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使する事ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2024年５月29日（水曜日）午後７時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1．日　　時　2024年５月30日（木曜日）午前10時（受付開始午前９時30分）

2．場　　所　東京都目黒区三田一丁目４番１号
恵比寿ガーデンプレイス内　ウェスティンホテル東京　地下１階　桜
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第25期（2023年３月１日から2024年２月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第25期（2023年３月１日から2024年２月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させて頂きます。
◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

議決権行使のご案内

当日ご出席頂ける場合



株主総会日時　2024年５月30日（木曜日）午前10時開催
（受付開始午前９時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席頂けない場合



郵送によるご行使

行使期限　2024年５月29日（水曜日）午後７時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限　2024年５月29日（水曜日）午後７時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスして頂き、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものと致します。

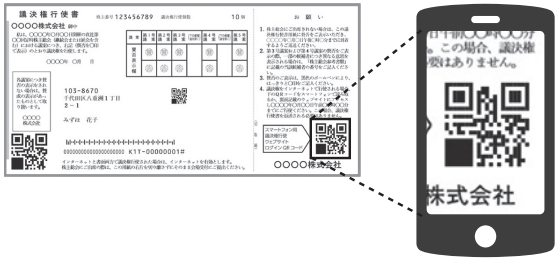
「スマート行使」について
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をお読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は１回に限ります。

「スマート行使」によるご行使

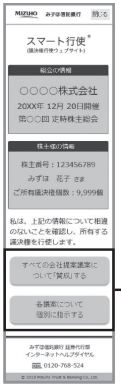
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

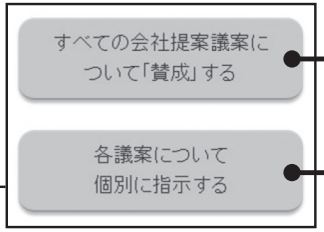
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使方法を選ぶ



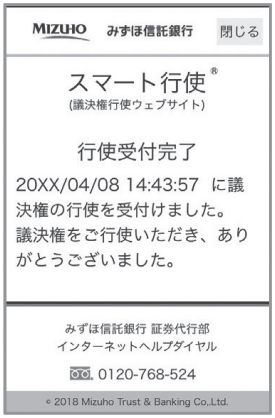
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

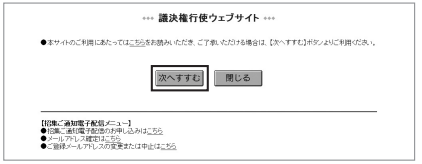


「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、次ページ「インターネットによるご行使」の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください

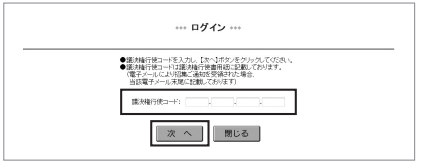


議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

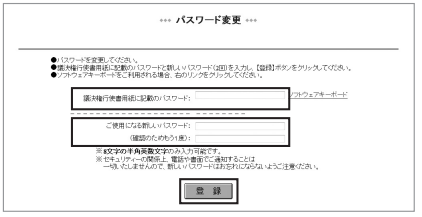
- 「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください



- 「議決権行使コード」※を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください



- 「初期パスワード」※を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- 「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載されています。
※ インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用頂けない場合があります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先	みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524（受付時間：年末年始除く午前9時～午後9時）
＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞	みずほ信託銀行　証券代行部 株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル 0120-288-324（受付時間：平日午前9時～午後5時）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使頂けます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

剰余金の配当財源の充実を図るとともに今後の経営環境の変化に応じた機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

資本準備金8,055,458,900円のうち1,000,000,000円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。減少後の資本準備金の額は7,055,458,900円と致します。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年５月30日

(注) 上記の資本準備金及び減少後の資本準備金の額の記載は、2024年2月29日時点の金額に基づくものであります。

第２号議案　取締役６名選任の件

現在の取締役８名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営環境の変化をふまえて、取締役会において機動的な意思決定が行えるよう２名減員し、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当
1	むら　い　ひろ　ゆき 村　井　博　之	再任	代表取締役社長 最高経営責任者
2	ふか　さわ　あき　ひと 深　澤　哲　人	再任	取締役副社長 マーケティング本部長 グローバル事業本部長 MOUSSY事業部長
3	まつ　ざき　さとる 松　﨑　暁	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役
4	おく　むら　ま　す　お 奥　村　萬　壽　雄	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役
5	シェン　　ファン 盛　　放	再任 社外取締役	社外取締役
6	チョウ　オウ　ナン 張　桜　楠	再任 社外取締役	社外取締役

候補者番号 1

村井 博之（むらい ひろゆき）

再任

生年月日 1961年7月26日
取締役在任年数：16年３ヵ月（本株主総会終結時）

所有する当社の株式の数　1,048,100株

取締役会への出席状況：17／17回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1985年８月	キヤノン株式会社 入社
1994年４月	KAI LUNG CONSULTANTS LIMITED 社長
1995年４月	CENTURY GROW LIMITED 社長
1997年７月	株式会社日本エアシステム（現 日本航空株式会社）香港現地法人 社長
	株式会社JASトレーディング（現 株式会社JALUX）香港現地法人 社長
2006年10月	株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長
2007年１月	BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director
2007年４月	株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長 兼 社長
	株式会社バロックジャパンリミテッド（旧BJL）代表取締役会長
2008年２月	当社 代表取締役社長 最高経営責任者
2009年５月	巴罗克（上海）貿易有限公司 代表取締役（現任）
2013年５月	当社 代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者
2013年９月	BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director（現任）
	BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役（現任）
	巴罗克（上海）服饰有限公司 取締役（現任）
2013年11月	巴罗克（上海）企业发展有限公司 代表取締役（現任）
2014年２月	当社 代表取締役社長 最高経営責任者（現任）
	FRAME LIMITED 取締役 Managing Director（現任）
2015年２月	BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman（現任）
2016年４月	BAROQUE USA LIMITED 取締役（現任）

重要な兼職の状況

BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman
巴罗克（上海）貿易有限公司 代表取締役
BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
巴罗克（上海）服饰有限公司 取締役
巴罗克（上海）企业发展有限公司 代表取締役
FRAME LIMITED 取締役 Managing Director
BAROQUE USA LIMITED 取締役

取締役候補者とした理由

村井博之氏は、中国を始めとするグローバルビジネスにおける豊富な知見を有しており、当社の代表に就任して以来、グローバルＳＰＡ事業の拡大に注力し、当社グループを牽引してきました。その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

深澤　哲人（ふかさわ　あきひと）

再任

生年月日 1975年1月21日
取締役在任年数：6年1ヵ月（本株主総会終結時）

所有する当社の株式の数　128,000株
取締役会への出席状況：17／17回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年3月	株式会社フェイクデリック 入社
2005年3月	株式会社ジャックポットプロダクション 代表取締役
2008年2月	株式会社バロックジャパンリミテッド 執行役員 SHEL'TTER事業部長
2011年4月	当社 上席執行役員 SHEL'TTER事業本部長 SHEL'TTER事業部長
2014年1月	当社 上席執行役員 アウトレット・卸事業部長 海外事業部長
2015年7月	当社 上席執行役員 海外事業部長 営業統括本部副本部長
2016年4月	BAROQUE USA LIMITED 取締役（現任）
2017年5月	当社 常務執行役員 第二ユニット長 兼 海外事業部長
2018年2月	当社 常務執行役員 グローバル事業本部長
2018年4月	当社 取締役 常務執行役員 グローバル事業本部長
2019年3月	当社 取締役 常務執行役員 営業統括本部長
2019年5月	当社 取締役副社長（現任） 営業統括本部長
2021年3月	当社 第一ユニット長
2022年3月	当社 EC事業本部長
2022年4月	当社 SCM改革タスクフォース
2023年3月	当社 営業統括本部長
2024年4月	当社 マーケティング本部長 グローバル事業本部長 MOUSSY事業部長（現任）

重要な兼職の状況

BAROQUE USA LIMITED 取締役

取締役候補者とした理由

深澤哲人氏は、長年にわたり、ファッション業界に携わり、主に当社の国内外のアパレル事業の推進をになって参りました。今までの経緯及び実績を活かして、当社の目指すグローバルビジネスの牽引役として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

松崎 暁（まつざき さとる）

再任
社外取締役
独立役員

生年月日 1954年3月10日　　所有する当社の株式の数　0株
取締役在任年数：1年（本株主総会終結時）　取締役会への出席状況：13／13回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月	株式会社西友（現　株式会社西友）　入社
2005年7月	株式会社良品計画 入社
	同社 海外事業部アジア地域担当部長
2008年2月	同社 執行役員海外事業部中国担当部長
2011年5月	同社 取締役 兼 執行役員海外事業部長
2012年5月	同社 常務取締役 兼 執行役員海外事業部長
2013年5月	同社 専務取締役 兼 執行役員海外事業部長
2015年5月	同社 代表取締役社長 兼 執行役員
	株式会社MUJI HOUSE 代表取締役社長
2020年9月	同社 代表取締役社長 兼 執行役員 兼 海外事業部長
2021年9月	同社 取締役副会長 兼 執行役員
2023年5月	当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松﨑暁氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、海外事業にも精通しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、特に企業経営及びグローバル事業の発展の観点から、経営監督機能の強化にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者番号 4

奥村萬壽雄（おくむら ますお）

再任
社外取締役
独立役員

生年月日 1947年11月8日　　所有する当社の株式の数　0株
取締役在任年数：1年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況：12／13回（92%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1971年7月	警察庁入庁
2001年5月	大阪府警察本部長
2002年8月	警察庁警備局長
2004年1月	警視総監
2006年3月	財団法人全日本交通安全協会（現 一般財団法人全日本交通安全協会） 理事長
2013年6月	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長
2013年6月	丸一鋼管株式会社 社外監査役（現任）
2023年5月	当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

丸一鋼管株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

奥村萬壽雄氏は、長年にわたる警察等行政官庁での職務に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、主にリスク管理及びコンプライアンス分野を始めとした経営監督機能の強化のためにご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で、直接当社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

同氏は、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者番号 5

シェン ファン
盛　放

再任
社外取締役

生年月日 1972年11月11日
取締役在任年数：10年９ヵ月
（本株主総会終結時）

所有する当社の株式の数　０株
取締役会への出席状況：17／17回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1993 年11月	Gulf Semiconductor Ltd., Shanghai Office
2005 年11月	Belle International Holdings Limited, Regional Manager
2007 年 5 月	同社 Group SVP & Head of Eastern China Region
2011 年 5 月	同社 Executive Director（現任）
2011 年12月	Smile Charity Foundation, Deputy Chairman（現任）
2013 年 4 月	Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship
2013 年 8 月	当社 社外取締役（現任）
2013 年 9 月	BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役（現任）
	巴罗克（上海）服饰有限公司 代表取締役（現任）
2013 年11月	巴罗克（上海）企业发展有限公司 取締役（現任）
2019 年 6 月	Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director（現任）
2022 年 2 月	Belle Fashion Group, Executive Director & CEO（現任）

重要な兼職の状況

Belle International Holdings Limited, Executive Director
Smile Charity Foundation, Deputy Chairman
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
巴罗克（上海）服饰有限公司 代表取締役
巴罗克（上海）企业发展有限公司 取締役
Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director
Belle Fashion Group, Executive Director & CEO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

盛放氏は、中国において企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。
同氏には、当社の戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務していることから、中国合弁事業の更なる発展にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

チョウ　オウ　ナン
張　桜　楠

再任
社外取締役

生年月日 1984年5月8日　　所有する当社の株式の数　0株
取締役在任年数：5年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況：17／17回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

2007年7月　BOC International（China）Limited, Senior Analyst
2010年5月　オリックス株式会社 入社
2010年7月　ORIX（China）Investment Company Limited, Investment Manager
2013年5月　ORIX Financial Services Hong Kong Limited, Vice President
2014年5月　ORIX Asia Capital Limited, Senior Vice President
2017年4月　同社 Executive Director
2019年5月　当社 社外取締役（現任）
2020年4月　ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director（現任）
2022年3月　ORIX Asia Asset Management Limited, Chief Executive Officer（現任）

重要な兼職の状況

ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director
ORIX Asia Asset Management Limited, Chief Executive Officer

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

張桜楠氏は、中国及びアジアにおける投資事業の豊富な経験と幅広い見識を有しております。
同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上の観点から、当社のグローバル事業の発展にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）1．盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克（上海）服饰有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社とブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
2．張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital LimitedのSenior Executive Director及びORIX Asia Asset Management LimitedのChief Executive Officerを兼務しております。
3．その他の各候補者の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な利害関係はありません。
4．当社は、定款第27条第2項において、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社への損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、松﨑曉氏、奥村萬壽雄氏、盛放氏及び張桜楠氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5．松﨑曉氏及び奥村萬壽雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。
6．当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の遂行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年12月に当該保険契約について同一内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

ご参考

第２号議案が承認可決された場合の取締役の専門性と経験、期待される役割は、次の通りであります。

		専門性と経験、期待される役割					
取締役名	役職	企業経営	事業戦略・ブランディング・マーケティング	グローバル	財務・会計	ガバナンス・リスク管理	その他事業知見
村井　博之	代表取締役社長 最高経営責任者	●	●	●	●	●	
深澤　哲人	取締役副社長	●	●	●	●	●	
松﨑　暁	社外取締役 (独立役員)	●	●	●		●	● 小売業界知見
奥村　萬壽雄	社外取締役 (独立役員)					●	● 法務・コンプライアンス
盛　放	社外取締役	●	●	●	●	●	● 小売業界知見
張　桜楠	社外取締役			●	●		● 事業投資

※各人に特に期待される項目を記載しています。

※各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の監査役全員（４名）が任期満了となります。つきましては、当社の役員体制を勘案し、コーポレート・ガバナンスの実行性が引き続き確保できると判断したため１名減員し、新たに監査役３名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位
1	まつだ　しんいち 松田　信一	再任	常勤監査役
2	よしだ　よしき 吉田　芳樹	再任 社外監査役 独立役員	社外監査役　常勤監査役
3	つじま　あきら 辻嶋　彰	新任 社外監査役 独立役員	

候補者番号 1

松田（まつだ） 信一（しんいち）

再任

生年月日 1960年９月25日
監査役在任年数：４年
（本株主総会終結時）

所有する当社の株式の数　4,200株

取締役会への出席状況：17／17回（100%）
監査役会への出席状況：17／17回（100%）

略歴及び当社における地位

1988 年 4 月	株式会社サンエーインターナショナル 入社
2001 年 9 月	同社 執行役員 営業本部長
2003 年11月	同社 取締役 執行役員 第１カンパニー長
2007 年11月	同社 常務取締役 営業本部長
2009 年 1 月	同社 常務取締役 事業本部副本部長
2009 年 9 月	同社 取締役 事業推進本部長 兼 エリア販売統括本部長
2010 年10月	当社 執行役員 第二事業本部長
2011 年 4 月	当社 取締役 執行役員 第二事業本部長
2012 年 4 月	当社 取締役 上席執行役員 第二事業本部長
2012 年 6 月	当社 取締役 上席執行役員 経営企画本部長
2012 年 9 月	当社 取締役 上席執行役員 経営企画本部長 兼 BLACK BY MOUSSY事業部長
2013 年 5 月	当社 取締役 上席執行役員 営業統括本部長 兼 BLACK BY MOUSSY事業部長
2015 年 5 月	当社 専務執行役員 生産本部長 兼 営業統括本部 副本部長
2016 年12月	当社 専務執行役員 生産本部長 兼 STACCATO事業部長
2017 年 5 月	当社 専務執行役員 営業・販売本部長 兼 STACCATO事業部長
2018 年 5 月	当社 CEOアドバイザー
2020 年 5 月	当社 常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

松田信一氏は、大手アパレル企業の営業責任者と当社経営幹部としての長年にわたるアパレル業界における豊富な経験や見識を当社の監査に活かして頂くため、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

吉田（よしだ） 芳樹（よしき）

再任
社外監査役
独立役員

生年月日 1950年3月3日
監査役在任年数：11年1ヵ月
（本株主総会終結時）

所有する当社の株式の数　0株

取締役会への出席状況：17／17回（100%）
監査役会への出席状況：17／17回（100%）

略歴及び当社における地位

1972年4月　三井物産株式会社 入社
2002年3月　同社 九州支社 化学品部 部長
2004年5月　同社 合樹・無機化学品本部 中部合樹・無機化学品部 部長
2005年6月　同社 内部監査部 検査役
2009年6月　三井食品株式会社（現 三井物産流通グループ株式会社）　常勤監査役
2013年4月　当社 社外監査役（現任）
2013年7月　当社 常勤監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

吉田芳樹氏は、企業における内部監査と常勤監査役としての豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かして頂くため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

候補者番号 3

辻　嶋　彰（つじ　しま　あきら）

新任
社外監査役
独立役員

生年月日 1953年8月4日
監査役在任年数：－

所有する当社の株式の数　0株
取締役会への出席状況：　－
監査役会への出席状況：　－

略歴及び当社における地位

1981年4月　検事任官
1988年4月　弁護士登録（東京弁護士会）
1989年8月　辻嶋法律事務所 開設
2004年4月　辻嶋・石部法律事務所 開設（所長弁護士）（現任）

社外監査役候補者とした理由

辻嶋彰氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映して頂くため、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

（注）1．各監査役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2．当社は現行定款第35条第2項において、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、吉田芳樹氏及び松田信一氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。また、辻嶋彰氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3．吉田芳樹氏及び辻嶋彰氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。
4．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでと致します。この決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始までとします。

なお、本選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を経て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせて頂きます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

こん　の　し　ほ
金　野　志　保

生年月日 1963年６月28日　　所有する当社の株式の数　０株

略歴及び当社における地位

1991 年 4 月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
2005 年 6 月	ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式会社）　監査役
2008 年 3 月	アドバンスト・ソフトマテリアルズ株式会社（現 株式会社ASM）　監査役
2009 年 4 月	早稲田大学法務研究科 教授
2014 年 6 月	日本弁護士連合会男女共同参画推進本部 部員（現任）
2014 年 8 月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 監事
2015 年 3 月	金野志保はばたき法律事務所 代表 兼 弁護士（現任）
2015 年 6 月	ワタミ株式会社 社外取締役
2016 年 6 月	日本弁護士連合会男女共同参画推進本部 女性弁護士社外役員プロジェクトチーム 座長（現任）
2016 年 6 月	株式会社カカクコム 社外取締役
2016 年11月	日本弁護士連合会司法制度調査会 社外取締役ガイドライン検討プロジェクトチーム 委員（現任）
2017 年 6 月	アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役
2018 年 6 月	株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行）　社外監査役
2018 年 6 月	マネックスグループ株式会社 社外取締役（現任）
2021 年 6 月	株式会社LIXIL 社外取締役（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

金野志保氏には、弁護士及び社外役員としての豊富な経験とコーポレートガバナンスやダイバーシティに関わる深い知見を活かし、経営監督機能の強化にご尽力頂くことを期待し、補欠監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として、職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．金野志保氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
３．金野志保氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。金野志保氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以　上

事　業　報　告

〔2023年３月１日から
2024年２月29日まで〕

1.　当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴う経済活動の正常化が進み、またインバウンド需要も増加する中、景気は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高騰による消費の減速懸念等、先行き不透明な経営環境が続きました。また、中国経済については、不動産不況の深刻化、厳しさを増す雇用環境等が影響し、個人消費は力強さを欠いた状態にあります。

（国内事業）

当社グループの国内事業につきましては、平年より気温が高く推移したため夏物需要が高まり、暖冬により冬物需要の動きは鈍かったものの、店舗売上が前年同期比104.5%、EC売上が前年同期比100.6%と前年同期を上回りました。また、セールを抑制し適正価額の販売への注力、仕入原価率の低減等の取り組みを推進致しました。この結果、当連結会計年度における国内事業の売上総利益は前年同期比104.0%と前年同期を上回りました。

なお、売上総利益は前年同期比増加しましたが、主力ブランドの広告宣伝強化等に伴う販売費及び一般管理費の増加をカバーするに至らず、営業利益は前年同期を下回りました。

（海外事業）

戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings Limited（以下、Belle社）との中国合弁事業につきましては、販売状況の回復に伴い、卸売が前年同期比105.3%と増加し、中国事業は前年同期と比較し、増収増益となりました。店舗数は前期末に対し82店舗減となりましたが、北京、上海を中心に店舗数を維持し、主に地方エリアの不採算店舗をスクラップした結果となります。

米国事業については、EC及び卸売（高級百貨店、セレクトショップ向け）を中心としたビジネスモデルで日本製高級デニムを主とした販売に取り組んでおります。米国個人消費の縮小等が影響し、前年同期比は減収減益となりましたが、今後の回復に向けた戦略、施策を推進しております。

当連結会計年度末における店舗数につきましては、国内店舗数は361店舗（直営店272店舗、FC店89店舗）、同海外店舗数は６店舗（直営店１店舗、FC店５店舗）、合計367店舗になりました。また、Belle社との合弁会社が展開する中国小売事業の店舗数は244店舗になりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては売上高602億90百万円（前連結会計年度比2.5%増）、営業利益19億54百万円（前連結会計年度比9.1%減）、経常利益20億22百万円（前連結会計年度比67.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益９億45百万円（前連結会計年度比287.7%増）となりました。

（国別売上高の状況）

国別の売上高及び構成比は以下の通りです。

国　　名	当連結会計年度		前連結会計年度比（%）
	売上高（百万円）	構成比（%）	
日本	53,792	89.2	103.8
中国（香港含む）	5,297	8.8	105.0
アメリカ	1,200	2.0	60.6
（合計）	60,290	100.0	102.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施した当社グループの設備投資の総額は2,981百万円であります。その主な内容は次の通りです。

新規出店に係る敷金・保証金	174百万円
新規出店・店舗改装に係る店舗設備関係投資	966百万円
通販システムの開発	137百万円

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区　分	第22期 (2021年２月期)	第23期 (2022年２月期)	第24期 (2023年２月期)	第25期 (当連結会計年度) (2024年２月期)
売上高 (百万円)	50,590	59,139	58,842	60,290
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	375	1,471	243	945
１株当たり当期純利益 (円)	10.44	40.87	6.77	26.24
総資産 (百万円)	38,343	38,632	37,245	37,261
純資産 (百万円)	20,911	22,437	22,085	22,202
１株当たり純資産額 (円)	536.18	562.36	541.99	535.80

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度末における重要な子会社の状況は次の通りです。

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	100.0%	衣料品等の輸出入
巴罗克（上海）貿易有限公司	90,600千香港ドル	100.0% (100.0%)	業務受託
BAROQUE CHINA LIMITED	26,000千香港ドル	51.0% (51.0%)	中国事業にかかる投資会社
巴罗克（上海）企业发展有限公司	20,000千人民元	51.0% (51.0%)	衣料品等の仕入及び販売
FRAME LIMITED	１香港ドル	100.0% (100.0%)	事業の開発及び商標管理
BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	100.0%	衣料品等の販売

(注) 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数です。

(4) 対処すべき課題

① 国内アパレル事業の絞り込みと体質強化

イ. 国内事業の重点戦略として絞り込みを掲げ、選択と集中に注力して参ります。店舗のスクラップ＆ビルドを推進し、今後強化すべき分野に資源を集中投入致します。

ロ. 国内事業における体質強化を推進し、更なる利益率の向上に取り組んで参ります。作り過ぎない事＝サステナブルとの認識の下、作り過ぎないものづくり体制の構築に取り組み、OMO強化を通じたビジネスの効率化と顧客利便性の向上の実現を目指して参ります。

ハ. ブランド競争力の向上に関し、当社グループからの新たな「文化」の発信と、より豊かな人生の提案によって、ブランド価値・認知度の更なる向上を図って参ります。商品企画力の強化に取り組み、多機能素材を活用した商品強化も推進致します。

② 中国アパレル事業の着実な成長

中国アパレル事業においては、継続的な成長を維持しつつ、同時に事業運営体制の強化・再構築を図って参ります。今後も中国ではEC販売を一段と加速させつつ、不採算店舗のスクラップ＆ビルドを積極的に推し進め、中国アパレル事業の着実な成長に向けた取り組みを強化致します。また、事業運営体制の強化に向けて、中国国内でのブランドポジション確立、利益率の向上、中国向け商品企画力の強化などの取り組み事項を引き続き推進して参ります。

③ 新規事業の創出

今後、当社の強みを活かせる参入市場、投資規模などの新規事業方針をより明確にして参ります。また、表参道の旗艦店を新規事業のテストマーケティング拠点として活用して参ります。

④　サステナビリティへの対応

「廃棄ゼロ、焼却ゼロの実現に取り組む」を当社のサステナビリティ目標として掲げ、「地球環境を守るために当社ができる事」、「サステナビリティに貢献するきっかけの提供」、「皆がイキイキとした職場・挑戦できる会社」といった、環境・社会・人の３つの観点から施策を推進致します。また、当社のサステナブルな取り組みとは、環境配慮素材で服を作る事だけではなく、持続可能な社会、会社を作るための取り組みであると捉え、良い商品を適正量作り売り切る事で、無駄を作らず廃棄ゼロを目指す、作り過ぎないものづくりの実現を目指して参ります。全てのステークホルダーの方々に豊かで広がりのある未来を提供できるよう取り組みを進めて参ります。

本年度については、CO2排出量（SCOPE3を含む）の算定を行うとともに、その削減目標を含むサステナビリティ関連目標を設定し、TCFD提言に基いて情報開示を行っております。

また、世界主要企業の環境活動に係る情報開示を推進する国際的な非政府組織であるCDPから気候変動対応においてB評価を取得致しました。

⑤　事業を支える基盤の整備

現下の厳しい市場環境でこそ、次の成長基盤となる投資は積極的に実施して参ります。OMO強化に向けた投資や新たなマーケティング機能の構築、基幹システムの更改などの投資を、今後の成長の準備として推進して参ります。また、原材料価格高騰、物流コスト増加といった状況を踏まえ、サプライチェーンマネジメントの更なる向上にも取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年２月29日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社６社で構成され、主に女性向けの衣料品等の製造小売事業（SPA（注））として、衣料品等の企画、販売並びに製造を主要な事業としております。

（注）Speciality store retailer of Private label Apparelの略

(6) 主要な営業所及び工場（2024年２月29日現在）

① 当社の事業所

本　社	東京都　目黒区
店　舗	272店（国内直営）

② 子会社の事業所

BAROQUE HK LIMITED	中華人民共和国　香港特別行政区
巴罗克（上海）貿易有限公司	中華人民共和国　上海市
BAROQUE CHINA LIMITED	中華人民共和国　香港特別行政区
巴罗克（上海）企业发展有限公司	中華人民共和国　上海市
FRAME LIMITED	中華人民共和国　香港特別行政区
BAROQUE USA LIMITED	アメリカ合衆国　デラウェア州

(7) 使用人の状況（2024年２月29日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
1,424名	64名減

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
1,356名 (226名)	63名減 (24名増)	30.4歳	６年８ヶ月

(注) 1．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、期間雇用者数（アルバイト社員）は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2．期間雇用者数の内訳は、アルバイト社員の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。また、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年２月29日現在）

借　入　先	借　入　額（百万円）
株式会社三井住友銀行	5,000
株式会社みずほ銀行	2,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,000

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年２月29日現在）

① 発行可能株式総数　120,000,000株
② 発行済株式の総数　36,676,300株
③ 株　　主　　数　56,219名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	当社への出資状況	
	持　株　数	持株比率
MUTUAL CROWN LIMITED	7,284,600 株	20.11 %
オリックス株式会社	6,815,600	18.81
村井資本株式会社	2,600,000	7.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,196,400	3.30
村井　博之	1,048,100	2.89
野村證券株式会社	516,944	1.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	222,900	0.61
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	190,000	0.52
奈良　世輝	166,400	0.45
清宮　邦興	151,000	0.41

(注) 1．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．当社は、自己株式（460,400株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しており、また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により当該信託が保有する株式190,000株は含まれておりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年２月29日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村井博之	最高経営責任者 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman 巴罗克(上海)貿易有限公司 代表取締役 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克（上海）服饰有限公司 取締役 巴罗克（上海）企业发展有限公司 代表取締役 FRAME LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE USA LIMITED 取締役
取締役副社長	深澤哲人	営業統括本部長 海外事業部長 BAROQUE USA LIMITED 取締役
取締役副社長	中村英一	生産統括本部長 株式会社AOKIホールディングス 社外取締役
取締役	林信秀	株式会社みずほフィナンシャルグループ 顧問 花王株式会社 社外取締役 株式会社JTB 社外監査役 東武鉄道株式会社 社外監査役
取締役	松﨑曉	
取締役	奥村萬壽雄	丸一鋼管株式会社 社外監査役
取締役	盛放	Belle International Holdings Limited, Executive Director Smile Charity Foundation, Deputy Chairman BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克（上海）服饰有限公司 代表取締役 巴罗克（上海）企业发展有限公司 取締役 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director Belle Fashion Group, Executive Director & CEO
取締役	張桜楠	ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director ORIX Asia Asset Management Limited, Chief Executive Officer

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	吉田芳樹	
常勤監査役	松田信一	
監査役	長安弘志	東西総合法律事務所 弁護士
監査役	渡邊浩一郎	渡邊浩一郎公認会計士事務所 所長 株式会社タカラトミー 社外監査役

（注）1．取締役林信秀氏、松﨑曉氏、奥村萬壽雄氏、盛放氏及び張桜楠氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役である林信秀氏、松﨑曉氏及び奥村萬壽雄氏並びに社外監査役である吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出ております。
4．取締役盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克（上海）服饰有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社との間で、当社ブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
5．取締役張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital Limitedの Senior Executive Directorを兼務しております。
6．社外取締役及び社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な利害関係はありません。
7．中村英一氏、松﨑曉氏及び奥村萬壽雄氏は、2023年５月26日開催の第24期定時株主総会において新たに選任され、就任致しました。
8．篠沢恭助氏、濵邦久氏は、2023年５月26日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任致しました。
9．事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
社外取締役	胡　曉　玲	Belle Internastional Holdings Limited, Non-executive Director Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director CDH Investments Management(Xiamen) Limited, Managing Director Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director	2023年7月27日

なお、取締役胡曉玲氏は、辞任による退任であります。
10．監査役吉田芳樹氏は、長年企業において内部監査に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
11．監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に更新しております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ⅰ）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とするものであります。

この基本方針に従い、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を2021年２月17日に開催された取締役会において決議し定めております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定致します。

当社は、業績連動型株式報酬として、役員報酬株式給付信託（BBT）を導入しております。取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、原則としてポイント数に応じた株式の給付を受けます。給付する株式数は、ポイント付与日における役位に応じたポイントに評価対象期間における業績（株主との利害共有による企業価値の持続的な向上を目的としつつ、会社業績への影響の低さを考慮し、親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。）に応じたポイントに評価対象期間における業績評価係数を乗じたポイント累計数を算出し、１ポイント＝１株式として算出致します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合の目安については、基本報酬と業績連動型株式報酬の構成割合を10：１としております。

当社は、当社全体の業績、各取締役の職責等を総合的に勘案してなされる取締役の個人別の報酬等の内容決定は、業務執行を統括する代表取締役社長による事が適していると考えており、取締役会の委任に基づき代表取締役社長最高経営責任者村井博之が、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、その具体的内容を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容及び決定方法が決定方針と適合し、指名・報酬諮問委員会の意見が尊重され、これに基づき個別の報酬額が決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ⅱ）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2011年４月26日に開催された第12期定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該報酬とは別枠で、2017年４月26日に開催された第18期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の株式数の上限を年72,000株以内（うち取締役分として31,000株、社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は３名です。

監査役の報酬については、2009年４月28日に開催された第10期定時株主総会において年額50百万円以内にすることにつき決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

ⅲ）取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		員数
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	112百万円 （24百万円）	104百万円 （24百万円）	８百万円 （　－　）	６名 （　３名）
監査役 （うち社外監査役）	35百万円 （20百万円）	35百万円 （20百万円）	－	４名 （　３名）
合計 （うち社外役員）	147百万円 （44百万円）	139百万円 （44百万円）	８百万円 （　－　）	10名 （　６名）

（注）１．業績連動型株式報酬の額は、報酬の対象期間に応じて複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬株式給付信託（BBT）の当事業年度の費用計上額であります。
２．業績連動型株式報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益2,750百万円を業績評価の指標としており、当事業年度における実績は、945百万円です。
３．取締役のうち３名は無報酬であります。

⑤　社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役　林　信秀	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、特にグローバル事業の発展及び財務業務戦略の観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役　松　﨑　暁	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち全てに出席し、特に企業経営及びグローバル事業の発展の観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役　奥　村　萬壽雄	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、特にリスク管理及びコンプライアンスの観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役　盛　　放	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、特に中国合弁事業を始めとするグローバル経営に関して、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　胡　曉　玲	2023年７月27日に退任するまでに開催された取締役会８回のうち７回に出席し、特に中国合弁事業を始めとするグローバル経営に関して、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　張　桜　楠	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、特に中国及びアジアを始めとする投資事業での豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　吉　田　芳　樹	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、また、監査役会17回のうち全てに出席致しました。主に企業における内部監査並びに常勤監査役としての豊富な経験から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、常勤監査役として、経営全般及び取締役の職務の執行について、必要な監査を行っております。
監査役　長　安　弘　志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、また、監査役会17回のうち全てに出席致しました。主に弁護士としての法務的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　渡　邊　浩一郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会17回のうち16回に出席致しました。主に公認会計士としての会計監査とアドバイザリー業務の実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人から名称変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会がPwC Japan有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果であります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出致します。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の概要】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）当社及び当社子会社は、法令、定款及び社会規範遵守（コンプライアンス）が企業活動の基本原則であると認識し、取締役、執行役員と全使用人が一体となってその徹底を図る。

ⅱ）「コンプライアンス委員会」の定期的活動を通じ、コンプライアンス体制の確立・強化に取り組む。

ⅲ）外部法律事務所を委託先とする内部通報制度（ホットライン）により、不正行為等の早期発見を図る。

ⅳ）内部監査室によりコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、監査結果を取締役会に報告する。

ⅴ）職務権限規程及び稟議規程に基づき職務執行することで、取締役、執行役員並びに使用人間の適切な権限配分及び監査体制を構築する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、執行役員規程、文書管理規程、会議体規程等に基づき、取締役会の議事と意思決定及び業務執行に関する情報の適切な保存と管理体制を構築する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ）取締役会は当社及び当社子会社のリスク管理を統括し、部門の責任者による会議等を通じて、経営に重大な影響を与えうる事態発生の防止と、各部門のリスク管理を徹底する。

ⅱ）法務部門の体制を一層強化し、法律面からのリスク管理強化を図る。

ⅲ）危機管理規程等に基づき、重大なリスクが発現し全社的対応を要する場合は、対策本部を設置する等、迅速な対応を行う体制の構築を図る。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）取締役会による意思決定の迅速化のため、当社の取締役会の人数は最小限に抑えつつ、取締役会を機動的に開催する。

ⅱ）執行役員制度の活用により、業務執行に関する権限委譲を進め、当社の取締役会による経営監督機能を強化する。

ⅲ）取締役会及び執行役員会のほか、部門の責任者による会議を開催し、当社及び当社子会社の迅速な意思決定と必要な情報の共有を図る体制をとる。

ⅳ）その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより職務の効率性の確保を図る体制の整備を行う。

⑤ 当社及び当社子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ⅰ）当社は関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を実施する。

ⅱ）当社の内部監査室により、当社及び当社子会社の監査を実施する。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ）当社の監査役の職務の補助については、必要に応じ当社の内部監査部門の使用人が対応する。

ⅱ）当該使用人の人事評価、懲戒処分については、当社の監査役が行う。

ⅲ）当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。

ⅳ）当社の取締役は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑦　当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ）当社の監査役は、当社の取締役会及び会社の重要会議等に出席し、また随時取締役とのミーティングを持ち、当社及び当社子会社に関する重要な報告及び情報提供を受ける。

ⅱ）当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、全社的な重要事項、コンプライアンスの状況、内部監査の内容、内部通報の内容、その他監査役が必要と判断する事項について、遅滞なく情報提供を行う。当社は、当該情報を当社の監査役へ提供した者に対して、その提供を行ったことを理由として不利益な取扱を行うことを禁止する。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

⑨　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）監査役監査基準等に基づき、監査役の監査体制を強化する。

ⅱ）監査役は、監査役監査基準及び内部監査規程等に基づき、内部監査室及び会計監査人と連携して、実効的な監査を行う。

ⅲ）取締役会は、監査役が必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家に助言を求める環境を整備する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらの関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持する。

⑪　財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに準じ、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① コンプライアンス体制

当社は、社外有識者及び当社取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しており、原則、月１回開催し、コンプライアンス推進に関する活動並びに問題の把握及び改善を行っております。当事業年度においては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識向上のため、eラーニングによる教育を定期的に実施し、その他、内部通報制度の社内周知や、当社事業に関連する下請法及びハラスメント防止等の社内セミナーの実施を行っております。

② 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会は17回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、執行役員会及び事業部長会等を通じて、業務の適正性、効率性を確保しております。

③ リスク管理体制

当社及び当社子会社の経営に重大な影響を与える緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切な対処によって、経営への影響を最小限に食い止めることを目的として「危機管理規程」を定めております。同規程では、緊急事態への対応の基本方針を定め、必要に応じて社長を本部長とする対策本部が設置されます。対策本部では、情報収集、緊急措置の決定、指示、原因究明のための調査、対策の基本方針の決定等がなされ、再発防止策等の実施を確認した後に解散されます。また、報道機関等への対応については、管理本部長及び総務部長を窓口として、適切な情報管理と情報発信にあたることとしております。

④ 関係会社管理

当社は、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社に対する重要事項について、当社が決裁し、又は当社関係会社より報告を受けております。

取締役会においては、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認をしております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会が決定した年間の監査方針及び監査計画に基づき、監査役会を開催し、取締役会のほか、執行役員会・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、当社執行役員から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等の報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

監査役は、当社内部監査室及び会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行う等の連携を図り、効率的な監査を実施しております。代表取締役社長と監査役の間での意見交換会を定期的に開催しております。

【コーポレートガバナンスに関する事項】

① 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は指名・報酬諮問委員会を設置し、内規にて、委員４名以上で構成し過半数を独立社外取締役とすることを定め、委員会の独立性を担保しております。

指名・報酬諮問委員会は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の客観性と透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としており、主に以下の事項について取締役会の諮問に応じて審議を行い、取締役会へ意見具申を行っております。

ⅰ）取締役の選任又は解任に関する株主総会付議議案の原案の審議
ⅱ）取締役会に付議する代表取締役、役付取締役及び執行役員（以下、取締役等といいます。）の選定、解職、職務分担の原案の審議
ⅲ）後継者計画の審議
ⅳ）取締役等の個人別報酬額（算定方法を含む）の原案の審議
ⅴ）取締役等の報酬の構成を含む方針・手続の審議

② 取締役会の実効性評価

当社は、年に１回取締役会の実効性評価を実施することとしております。2023年２月期に実施した当該実効性評価の詳細は以下の通りです。

ⅰ）評価の方法について

全ての取締役・監査役に対しアンケートを実施し、回答結果を集計・分析の上、取締役会にて当社取締役会の強み及び課題について議論を実施し、実効性について評価しました。なお、アンケートの集計・分析については、外部機関を活用することで透明性及び実効性を確保しております。

アンケート項目は以下８項目です。

・取締役会の役割・機能
・取締役会の構成・規模
・取締役会の運営
・監査機関との連携
・経営陣とのコミュニケーション
・株主・投資家との関係
・指名・報酬諮問委員会の運営
・前年比ガバナンス体制の進展

ⅱ）取締役会の実効性に関する分析・評価の結果

当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードにおいて要請されている事項を踏まえ、実効性が確保されていると評価しました。

特に、指名・報酬諮問委員会での指名・報酬に関する議論の充実化が確認されました。当社取締役会においては、中長期的な経営戦略に関する議論が充実していること、経営戦略の実現に向けて必要なスキルに照らし、取締役会として適切な構成とされていること、オープンで活発な議論が行われていることなどが強みであると認識しております。

他方、後継者計画をはじめ指名・報酬に対する取締役会による監督や、役員トレーニングについては、当社取締役会の課題であると考え、更なる向上に取り組む方向で議論を実施します。

ⅲ）今後の対応

中長期的な経営戦略に向けた議論の設定や取締役会の構成に関する議論の進展、社外取締役への事前説明を含めた情報提供の充実を進めて参ります。それに加えて、指名・報酬に関する取締役会での議論の活発化、役員向けトレーニングの見直しなどにより、一層の取締役会の実効性確保とコーポレートガバナンスの高度化に取り組んで参ります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

また、引き続き事業の拡大発展を目指すための内部留保の充実、並びに業界における環境の変化や企業間競争の激化に対応できる企業体質の強化を図って参ります。

なお、当期の期末配当金につきましては、第25期定時株主総会の資本準備金の減額議案が承認可決されることを条件に株主総会後の取締役会にて１株につき38円と決議する予定です。

連結貸借対照表

(2024年２月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産	**27,651**	**Ⅰ 流動負債**	**7,017**
現金及び預金	12,181	支払手形	26
売掛金	9,613	買掛金	2,246
商品	5,489	短期借入金	2,000
貯蔵品	67	未払金	1,092
その他	301	未払費用	477
貸倒引当金	△2	未払法人税等	595
		賞与引当金	298
Ⅱ 固定資産	**9,609**	資産除去債務	20
1 有形固定資産	**1,923**	預り保証金	5
建物及び構築物	1,215	その他	255
土地	350		
建設仮勘定	94	**Ⅱ 固定負債**	**8,040**
その他	264	長期借入金	6,000
2 無形固定資産	**2,601**	退職給付に係る負債	17
ソフトウエア	803	資産除去債務	1,138
その他	1,798	長期未払金	7
3 投資その他の資産	**5,084**	預り保証金	476
投資有価証券	539	繰延税金負債	81
敷金保証金	3,139	役員株式給付引当金	242
繰延税金資産	1,341	その他	76
その他	64	**負債合計**	**15,058**
		(純資産の部)	
		Ⅰ 株主資本	**18,244**
		1 資本金	**8,258**
		2 資本剰余金	**8,059**
		3 利益剰余金	**2,605**
		4 自己株式	**△678**
		Ⅱ その他の包括利益累計額	**1,058**
		1 為替換算調整勘定	**1,058**
		Ⅲ 非支配株主持分	**2,900**
		純資産合計	**22,202**
資産合計	**37,261**	**負債・純資産合計**	**37,261**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2023年３月１日から
2024年２月29日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**60,290**
売上原価		**26,026**
売上総利益		**34,264**
販売費及び一般管理費		**32,309**
営業利益		**1,954**
営業外収益		
受取利息	12	
受取賃貸料	15	
為替差益	265	
補助金収入	44	
その他	40	378
営業外費用		
支払利息	29	
支払手数料	5	
固定資産除却損	12	
持分法による投資損失	228	
その他	33	310
経常利益		**2,022**
特別損失		
減損損失	283	283
税金等調整前当期純利益		**1,738**
法人税、住民税及び事業税	618	
法人税等調整額	△58	560
当期純利益		**1,178**
非支配株主に帰属する当期純利益		233
親会社株主に帰属する当期純利益		**945**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2023年３月１日から
2024年２月29日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年３月１日残高	8,258	8,059	3,036	△686	18,667
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△1,376	－	△1,376
自己株式の処分	－	－	－	7	7
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	945	－	945
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△430	7	△423
2024年２月29日残高	8,258	8,059	2,605	△678	18,244

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2023年３月１日残高	854	854	2,563	22,085
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△1,376
自己株式の処分	－	－	－	7
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	945
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	203	203	336	539
連結会計年度中の変動額合計	203	203	336	116
2024年２月29日残高	1,058	1,058	2,900	22,202

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産	**19,548**	**Ⅰ 流動負債**	**6,317**
現金及び預金	10,814	支払手形	26
売掛金	2,950	買掛金	1,873
商品	5,241	短期借入金	2,000
貯蔵品	67	未払金	989
前払費用	153	未払費用	471
短期貸付金	150	未払法人税等	423
その他	174	前受金	36
貸倒引当金	△2	賞与引当金	298
		資産除去債務	20
Ⅱ 固定資産	**12,211**	預り保証金	5
1 有形固定資産	**1,805**	その他	172
建物及び構築物	1,212		
工具器具備品	129	**Ⅱ 固定負債**	**7,887**
土地	350	長期借入金	6,000
建設仮勘定	94	退職給付引当金	17
その他	19	資産除去債務	1,131
		長期未払金	7
2 無形固定資産	**2,601**	預り保証金	476
ソフトウエア	803	役員株式給付引当金	242
その他	1,798	その他	13
3 投資その他の資産	**7,804**		
関係会社株式	3,379	**負債合計**	**14,204**
敷金保証金	3,097	(純資産の部)	
長期前払費用	64	**Ⅰ 株主資本**	**17,555**
繰延税金資産	1,262	**1 資本金**	**8,258**
		2 資本剰余金	**8,059**
		(1) 資本準備金	8,055
		(2) その他資本剰余金	3
		3 利益剰余金	**1,916**
		(1) その他利益剰余金	1,916
		繰越利益剰余金	1,916
		4 自己株式	**△678**
		純資産合計	**17,555**
資産合計	**31,760**	**負債・純資産合計**	**31,760**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔2023年 3 月 1 日から
2024年 2 月29日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**54,798**
売上原価		**22,684**
売上総利益		**32,113**
販売費及び一般管理費		**30,961**
営業利益		**1,151**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	425	
為替差益	98	
受取賃貸料	15	
その他	36	582
営業外費用		
支払利息	29	
支払手数料	3	
固定資産除却損	12	
その他	19	65
経常利益		**1,668**
特別損失		
減損損失	283	283
税引前当期純利益		**1,385**
法人税、住民税及び事業税	408	
法人税等調整額	△89	318
当期純利益		**1,066**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2023年 3 月 1 日から
2024年 2 月29日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2023年3月1日残高	8,258	8,055	3	2,226	△686	17,857	17,857
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△1,376	－	△1,376	△1,376
自己株式の処分	－	－	－	－	7	7	7
当期純利益	－	－	－	1,066	－	1,066	1,066
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△309	7	△301	△301
2024年2月29日残高	8,258	8,055	3	1,916	△678	17,555	17,555

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年４月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根　和昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島袋　信一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2023年３月１日から2024年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バロックジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年４月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根　和昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島袋　信一

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2023年３月１日から2024年２月29日まで第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年３月１日から2024年２月29日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含め、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年４月23日

株式会社バロックジャパンリミテッド 監査役会

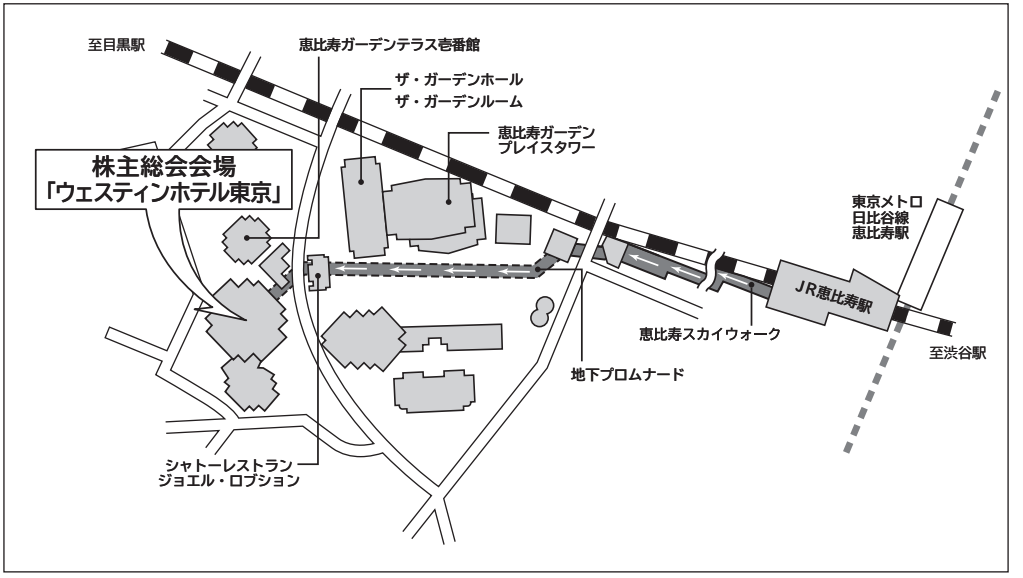
常勤監査役（社外監査役）	吉 田 芳 樹	㊞
常勤監査役	松 田 信 一	㊞
監査役（社外監査役）	長 安 弘 志	㊞
監査役（社外監査役）	渡 邊 浩一郎	㊞

（注）常勤監査役吉田芳樹、監査役長安弘志及び監査役渡邊浩一郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 ： 東京都目黒区三田一丁目４番１号
恵比寿ガーデンプレイス内
ウェスティンホテル東京
地下１階　桜



＜交通のご案内＞

●Ｊ　Ｒ：山手線・埼京線　恵比寿駅東口から徒歩約７分
東口改札出口を右折してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。

●地下鉄：日比谷線　恵比寿駅　１番出口から徒歩約10分
１番出口正面の「atré恵比寿」ビルエスカレーターで３階に上り、JR恵比寿駅東口前を通過してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。

電子提供措置の開始日2024年５月８日

第25期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社バロックジャパンリミテッド

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

① 連結子会社の数　　６社

② 連結子会社の名称　　BAROQUE HK LIMITED
巴罗克（上海）貿易有限公司
BAROQUE CHINA LIMITED
巴罗克（上海）企业发展有限公司
FRAME LIMITED
BAROQUE USA LIMITED

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法を適用した関連会社の数　　３社

② 持分法を適用した関連会社の名称　　BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED
巴罗克（上海）服饰有限公司
罗克（北京）服饰有限公司

③ 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社のうち、BAROQUE CHINA APPARELS LIMITEDの決算日は２月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また、巴罗克（上海）服饰有限公司及び罗克（北京）服饰有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

FRAME LIMITEDを除く連結子会社５社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。FRAME LIMITEDの決算日は１月31日であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．棚卸資産	評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
商品	主として総平均法
貯蔵品	個別法
ロ．デリバティブ	時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産	主に定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物に含まれる建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　２～50年
ロ．無形固定資産	定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウエア ５年

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ハ．役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

イ．実店舗販売

実店舗販売は顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ．オンライン販売及び卸売

国内における販売において主として出荷から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、国外への販売は個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

ただし、オンライン販売及び卸売のうち委託販売等については、最終消費者に商品が販売された時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ．自社運営のポイント制度

当社の自社運営のポイント制度においては、会員顧客に対して購入金額に応じたポイントを付与し、また、当該顧客がポイントを利用した際は当該ポイント相当額の商品対価を提供する義務を負っています。そのため、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における連結貸借対照表上、商品5,489百万円となっています。当連結会計年度において、連結損益計算書上、売上原価に計上している商品の収益性の低下による簿価切下げ額は1,116百万円であります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法等及び算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、商品の評価について、「連結注記表１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法 イ．棚卸資産」に記載のとおり、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっており、その価値は期間の経過とともに低下していくため、一定の保有数量を超える営業循環過程から外れた商品に対して、主に過去の販売実績や処分実績等に基づき決定した規則的な簿価切下げの方法によって、収益性の低下を反映させております。具体的には、商品をブランド別に「春夏」と「秋冬」単位で管理・販売しており、それぞれ原価割れせずに販売可能な在庫数量を見積り、それを上回った部分について、主に廃棄することを前提として規則的に簿価切下げを行っております。

当社グループが属するカジュアルウエア専門店業界は、競合企業との厳しい競争関係にあり、流行や嗜好の変化が速く商品のライフサイクルが短い傾向があります。また、景気動向や個人消費は、当社グループが顧客の嗜好の変化に対応した商品を提供できない場合、予測できない気象状況の変化が生じた場合、また、景気の急激な悪化により消費者の購買意欲が大きく減退した場合、原価割れせずに販売可能な在庫数量が大きく変動する可能性があり、予測が困難であることから、収益性の低下の事実を反映させるための規則的な簿価切下げの方法の決定においては、重要な判断や仮定を織り込んでいます。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループが保有する商品は、競合他社との競争激化や天候等による外部環境要因の影響を受けやすく、また、ファッションの流行によって顧客のニーズが変化することから、将来における実際の市場環境や需要動向が見込みより悪化した場合には、評価損の計上に伴い、利益が減少する可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における連結貸借対照表上、有形固定資産1,923百万円、無形固定資産2,601百万円となっています。また、当連結会計年度の連結損益計算書に計上した減損損失額は283百万円であります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法等及び算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を主に店舗単位として固定資産のグルーピングを行っており、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定し、その結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、新規出店当初は営業損失が発生し、営業利益を確保できるまでには一定期間を要すると判断しているため、新規出店店舗の減損の兆候を把握する際は、出店後一定の猶予期間を設定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、決算日時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場環境の変化等により、その見積りの前提である条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　5,757百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	36,676,300株	－株	－株	36,676,300株

(注) 上記株式数には、自己株式650,400株が含まれております。その中、「株式給付信託（BBT）」制度の導入に伴い、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式190,000株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年4月14日取締役会	普通株式	1,376	38	2023年2月28日	2023年5月29日

(注) 2023年4月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月30日取締役会	普通株式	1,376	38	2024年2月29日	2024年5月31日

(注) 2024年5月30日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして主に銀行からの借入及びリース会社との割賦契約により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外に事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は、主に出店に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び未払法人税等は１年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で４年１ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い与信限度額を設定し、各事業部門と経理部が連携して主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金保証金は、賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスクの管理

外貨建債務における外貨相場の変動リスクに対して為替予約を実施しております。当該為替予約の実施は、社内管理規程に基づき、決裁権限者の承認のもと、実需の範囲で行うこととしております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2024年２月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）敷金保証金	3,139	2,701	△438
資産計	3,139	2,701	△438
（1）長期借入金	6,000	6,000	－
負債計	6,000	6,000	－
デリバティブ取引（※３）	11	11	－

（※１）「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	539

（※３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引 為替予約	－	11	－	11

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金保証金	－	2,701	－	2,701
資産計	－	2,701	－	2,701
長期借入金	－	6,000	－	6,000
負債計	－	6,000	－	6,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

敷金保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローをAA格社債利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利による長期借入金を除き、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル２の時価に分類しております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額（百万円）
実店舗販売	40,792
オンライン販売	10,783
卸売	7,529
その他	1,186
顧客との契約から生じる収益	60,290

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	金額（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,023
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	9,613
前受金（期首残高）	42
前受金（期末残高）	36
契約負債（期首残高）	36
契約負債（期末残高）	33

前受金は、主に商品売上のうち、当連結会計年度末において顧客への引渡しの完了していないものの残高であり、今後商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足するものであります。連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債は、主に顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年以内であるため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

7.　1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　535円80銭

（2）1株当たり当期純利益　26円24銭

（注）株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度において650,400株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の平均株式数は、当連結会計年度において651,361株であります。

8.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式　　移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品　　総平均法

貯蔵品　　個別法

③ デリバティブ　　時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　主に定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物に含まれる建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　２～50年

工具器具備品　２～20年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 長期前払費用　　均等償却によって処理しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金　　退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員株式給付引当金　　役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 実店舗販売

実店舗販売は顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② オンライン販売及び卸売

国内における販売において主として出荷から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、国外への販売は個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

ただし、オンライン販売及び卸売のうち委託販売等については、最終消費者に商品が販売された時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ ロイヤリティー

契約相手先の売上収益等を基礎に算定されるロイヤリティーについては、当該算定基礎の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、契約上のロイヤリティーレートに基づき得られると見込まれる金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

④ 自社運営のポイント制度

当社の自社運営のポイント制度においては、会員顧客に対して購入金額に応じたポイントを付与し、また、当該顧客がポイントを利用した際は当該ポイント相当額の商品対価を提供する義務を負っています。そのため、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における貸借対照表上、商品5,241百万円となっています。当事業年度において、損益計算書上、売上原価に計上している商品の収益性の低下による簿価切下げ額は1,092百万円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における貸借対照表上、有形固定資産1,805百万円、無形固定資産2,601百万円となっています。当事業年度の損益計算書に計上した減損損失額は283百万円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　5,369百万円

(2) 偶発債務

債務保証

以下の子会社の仕入債務に対して下記内容の債務保証を行っております。

BAROQUE HK LIMITED　仕入債務　20千USドル

(　3百万円)

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　812百万円

② 短期金銭債務　606百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高　1,265百万円

② 仕入高　9,692百万円

③ その他の営業取引　35百万円

④ 営業取引以外の取引高　2百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　650,400 株

上記株式数は、「株式給付信託（BBT）」制度の導入に伴い、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式190,000株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品等評価損	555百万円
未払事業税	51百万円
賞与引当金	80百万円
減価償却超過額	199百万円
退職給付引当金	5百万円
資産除去債務	352百万円
役員株式給付引当金	72百万円
その他	69百万円
繰延税金資産の小計	1,386百万円
評価性引当金	－百万円
繰延税金資産の合計	1,386百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△123百万円
繰延税金負債の合計	△123百万円
繰延税金資産の純額	1,262百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）（注）1	科　目	期末残高（百万円）（注）1
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	衣料品等の輸出入	(所有) 直接　100.00	兼任 1名	商品の仕入及び販売、資金の貸付	仕入債務に係る債務保証	-	—	3
							資金の回収（注）2	300	短期貸付金	150
							利息の受取（注）2	2	その他流動資産	12
							商品の仕入（注）2	9,688	買掛金	574
									未払金	22
									前渡金	77
子会社	巴罗克（上海）貿易有限公司	90,600千香港ドル	業務受託	(所有) 間接　100.00	兼任 1名	業務委託	業務委託費等（注）2	35	未払金	3
子会社	巴罗克（上海）企业发展有限公司	20,000千人民元	衣料品の卸売業	(所有) 間接　51.00	兼任 2名	商品の販売	商品の売上（注）2	500	売掛金	103
							ロイヤリティの収入（注）2	13		
子会社	BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	衣料品の小売業、衣料品の卸売業	(所有) 直接　100.00	兼任 2名	商品の販売	商品の売上（注）2	479	売掛金	427
関連会社	巴罗克（上海）服饰有限公司	140,000千人民元	衣料品等の小売業及び衣料品の卸売業	(所有) 間接　49.00	兼任 2名	商品販売に対するロイヤリティ	ロイヤリティの収入（注）2	271	売掛金	27

（注）1．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

市場動向を勘案し、協議の上決定しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　487円31銭

(2) 1株当たり当期純利益　29円61銭

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度において650,400株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の平均株式数は、当事業年度において651,361株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。